家族信託の「おやとこ」

マンガでわかる家族信託

～認知症による資産凍結を防ぐ～

家族信託の進め方
成年後見制度との違いなどが
この１冊で詳しくわかる！

ガラッ
ただいま～
おかえりなさい
元気にしていた？
ぼちぼちって
とこかな
あれ、父さんは？
ちょっと外に
出ているとこよ
最近お父さんの
物忘れが酷く
なっている
気がするの
そうなの？

この前もメガネがないって大騒ぎになって…
テレビで高齢者のうち8人に1人が認知症だって言っていたし心配になるわ
おい母さん
オレのメガネどこいった？
確かに父さんも今年で70歳だし心配だね
認知症になると銀行預金も下ろせなくなるしお家も売れなくなるって言うじゃない
BANK
そうなの!?
これから介護費とか医療費とかたくさんかかるだろうしそれはさすがに困るね
うーん…
ちょっと、今度調べてみてくれる？
成年後見制度とか家族信託っていう対策があるのはネットで調べて出てきたんだけど…私じゃよくわからないわ
しょうがないなー

RRR…
お電話ありがとうございます
家族信託の「おやとこ」
佐藤が承ります
もしもし
あの…親が
認知症っぽくて
家族信託について
調べているのですが…
お問い合わせ
ありがとうございます
認知症になると資産が
凍結されると
聞いたのですが
はい
認知症になり
判断能力が低下すると
銀行預金が
下ろせなくなったり
自宅が売却できなく
なることがあります
ATM
なるほど…

うちの実家は
父と母の共同名義に
なっているのですが
母が元気であれば
問題なく売却できる
のでしょうか？

いいえ
共同で保有している場合は
ご両親のうちどちらか
1人が認知症になると
不動産を売ることが
できなくなります
えっ

…ってことは
認知症になって
資産が凍結されると
介護費用や生活費を
俺が立て替えないと
いけないのか…
ズーン
介護費
ズーン
生活費

家のローンも
残っているし
子どもの学費だって
大変なのに…

父の資産が凍結されるのを防ぎたいのですがなにか方法はありますか？
①成年後見制度
②家族信託
認知症による資産凍結を防ぐにはこの2つがあります
後見人
裁判所
成年後見制度は意思能力がなくなってしまった人の財産管理を家庭裁判所が選任した後見人が行う制度です
20年以上前に国が作った制度ですが実はあまり普及は進んでいません
え、国が作った制度なのに利用されていないんですか？

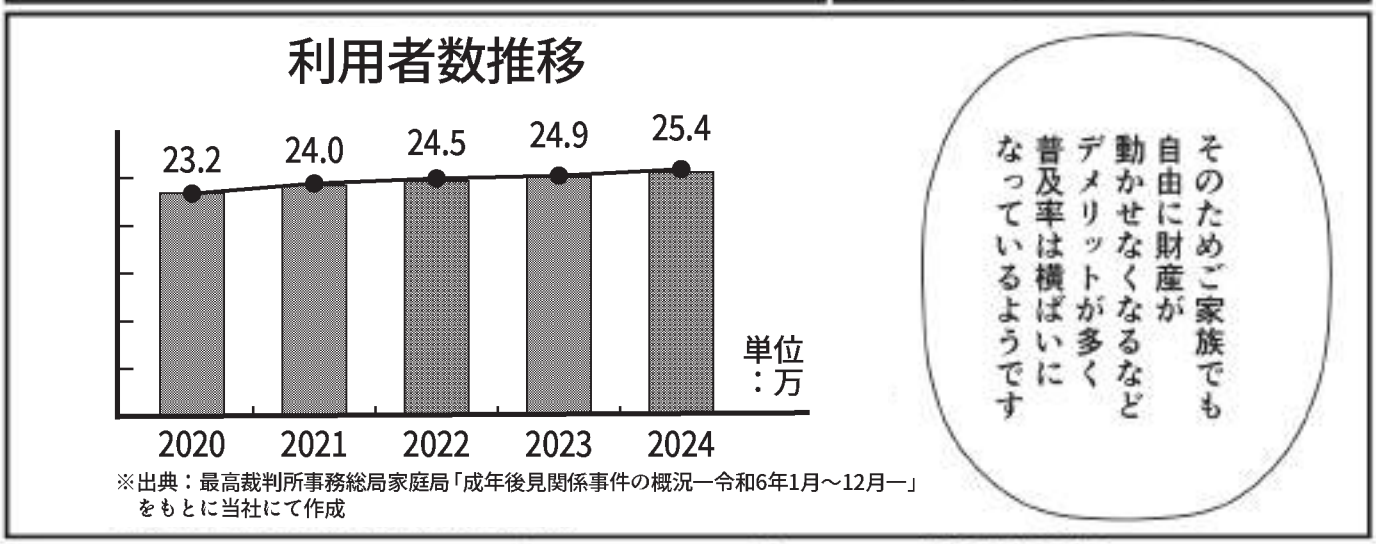

※出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況―令和6年1月～12月―」をもとに当社にて作成

成年後見制度は
お父さま本人の
財産を保全する
ための制度ですので
例えば
お孫さまへの
入学祝いの購入や

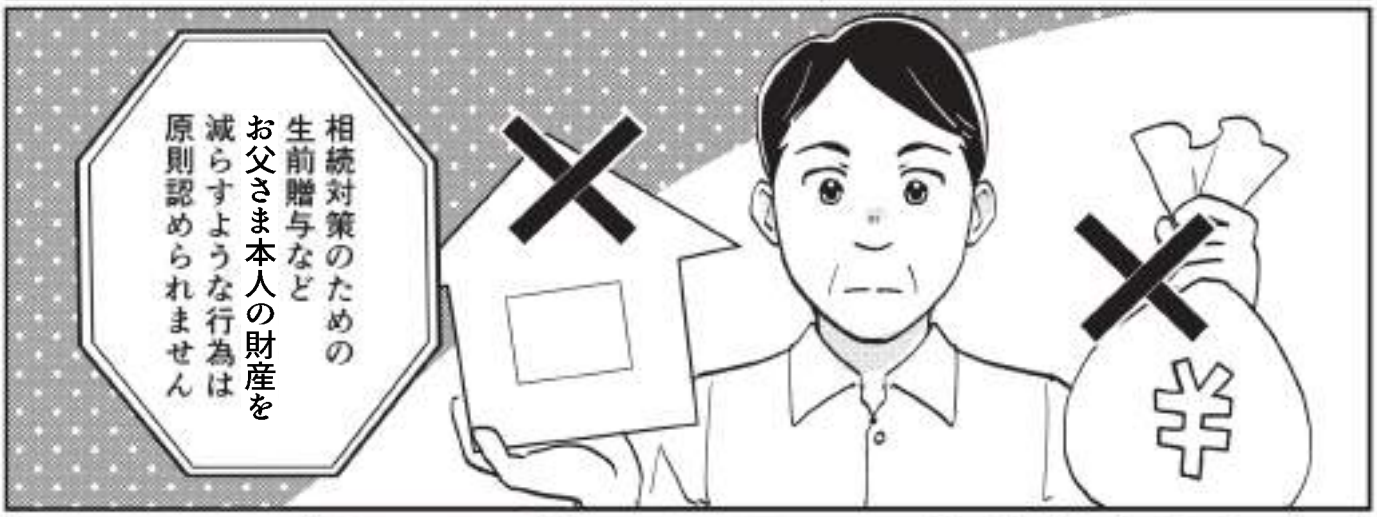
相続対策のための
生前贈与など
お父さま本人の財産を
減らすような行為は
原則認められません

かなり厳しい
んですね…
はい…

また
後見人を誰にするかは
家族が自由に
決められません

そんなに重要な
役割なのに
私たちで後見人を
選べないんですか?

後見人として
家族が立候補する
ことはできますが
後見人を選任するのは
家庭裁判所です
家庭裁判所
そして
多くのケースでは
家庭裁判所に選ばれた
弁護士や司法書士が
後見人になります

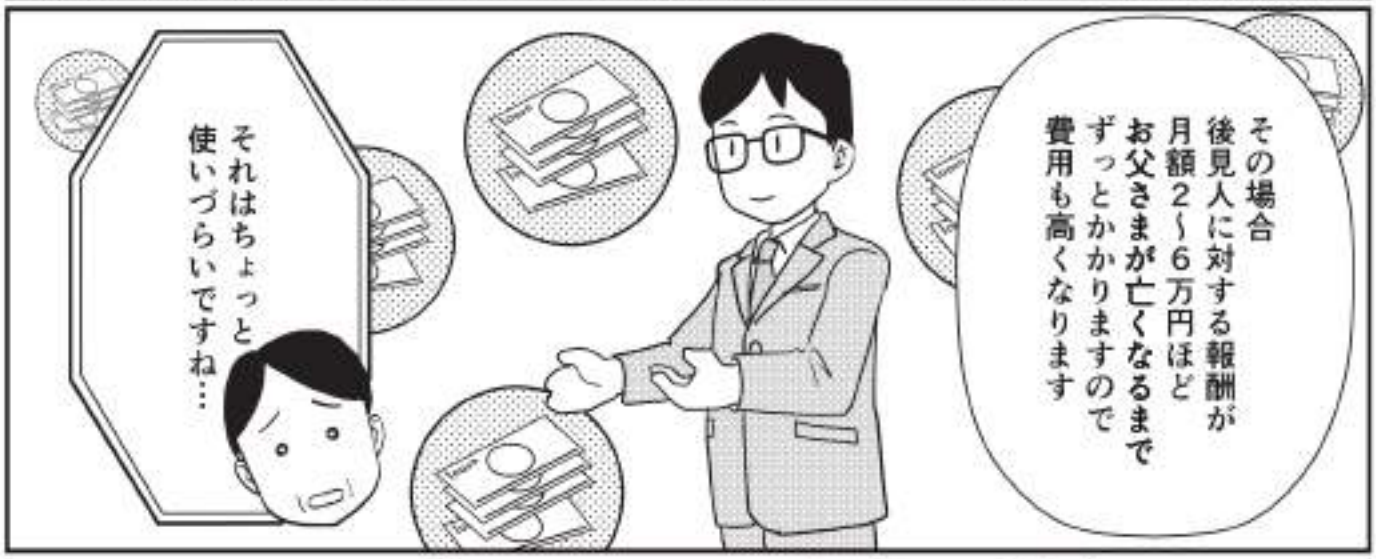
その場合
後見人に対する報酬が
月額2～6万円ほど
お父さまが亡くなるまで
ずっとかかりますので
費用も高くなります
それはちょっと
使いづらいですね…

もう1つの
家族信託は
どんな制度
なんでしょうか？

家族信託はその名の通り
家族に財産管理を
信じて託す制度です

お父さまが元気なうちに
家族の中で
信頼できる人に
財産の管理を任せる
契約を結びます
財産

そうしておくことで
お父さまが認知症に
なった際に家族で
お父さまの代わりに
財産管理ができます
どういった財産を
家族に託すかなども
自由に設定することが
できます
家族信託は
成年後見制度とは異なり
毎月の専門家への
報酬も基本的に
不要になります
財産

ただ…家族で
契約を結ぶって
あまりイメージが
つかないのですが…
よろしければ今度
ご自宅にご訪問して
みなさまに詳しく
ご説明差し上げ
ましょうか？
ぜひよろしく
お願いします！
数日後
ふむ　ふむ
家族信託を
するためには
まず3つの役割を
決める必要が
あります

・委託者＝財産の持ち主
・受託者＝財産を託される人
・受益者＝財産の経済的利益を受ける人
委託者
受託者
受益者
の3つです
今回の例では
委託者・受益者は
お父さまに
受託者は息子さまに
なるかと思います
委託者
受益者
受託者
この受益者というのが
よくわからない
のですが
？
受益者は
信託された財産から
生じる利益を
受ける人のことです
ふむふむ
家族信託の場合は
委託者＝受益者と
なることが
ほとんどですね

BANK
株券
このように家族信託をしておくことでお父さまが認知症になってしまっても長男さまの判断で財産を動かせます
なるほど
信託財産
医療費・介護費など生活費を受け取る
財産を管理
ご本人(親御さま)
委託者
財産管理を任せる
ご家族
受託者

家族信託の仕組みは理解したのですが実際に契約を結ぶのは難しそうですね
決めることも多そうですし
ご安心くださいなので私のような家族信託の専門家がサポートさせていただいています
どーん
それは心強いです
具体的に何から決めていくんですか？

まずは家族信託の
基本事項を検討します
財産
①お父さまの財産の確認
②どの財産を家族信託するか
③受託者は誰にするか
訂正
株券
次に
お父さまが将来
お亡くなりになる際には
誰にいくらの財産を
相続させるかなど
未来の相続に向けた準備も
1つ1つ決めていきます
ご家族にとって
お金の管理や
相続について
話し合う貴重な
機会です
この先の
将来も含めて
不安が残らないよう
私がサポート
しますので
一緒に考えて
いきましょう
お父さんには
どう説明したら
いいかしら…

お父さまにも私から
しっかりご説明して
家族全員が
納得した形で
家族信託をできるよう
サポートしますので
ご安心ください！
ホッ…

それは心強いですね
家族の将来を考える
良いきっかけに
なりそうですし
大きな不安が
1つ解消されそう

ありがとうございます
では、家族信託について
どんな内容にするべきか
考えていきましょうか

家族信託１問１答

～本編ではご説明できなかった疑問にお答えします～

Q：家族信託の相談は無料ですか？

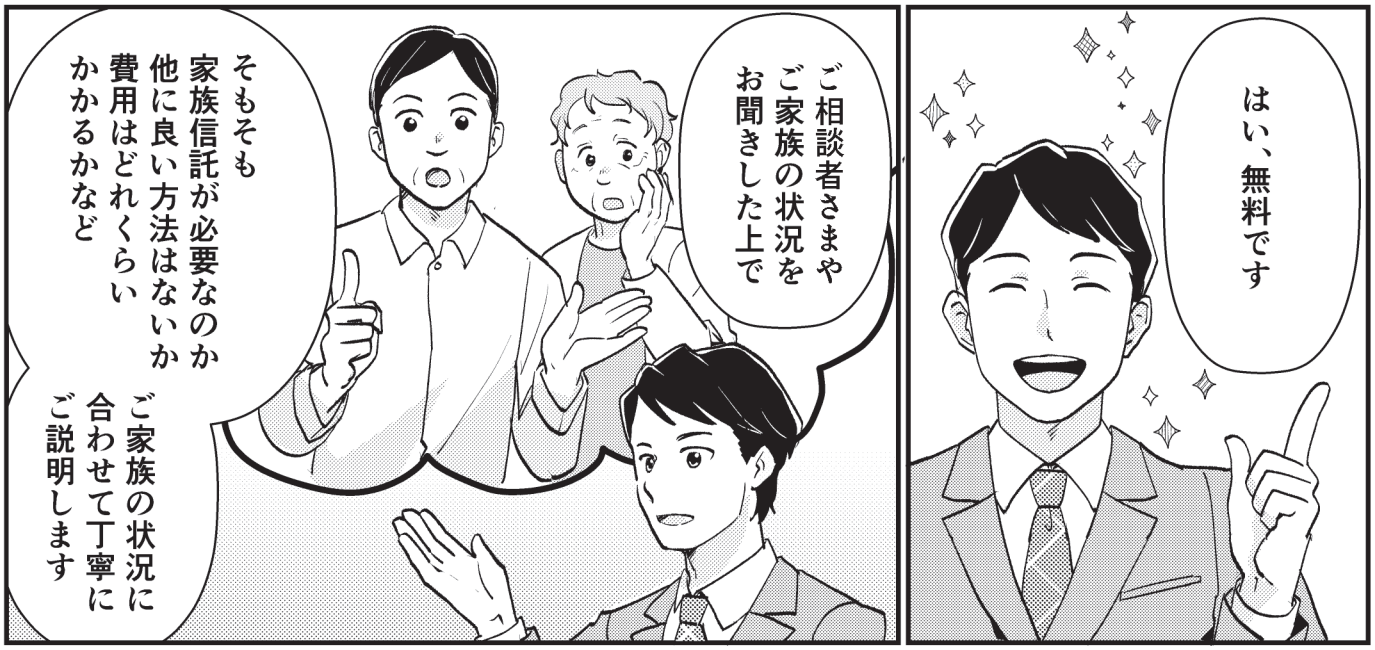

Q：土日や夜間の相談も可能ですか？

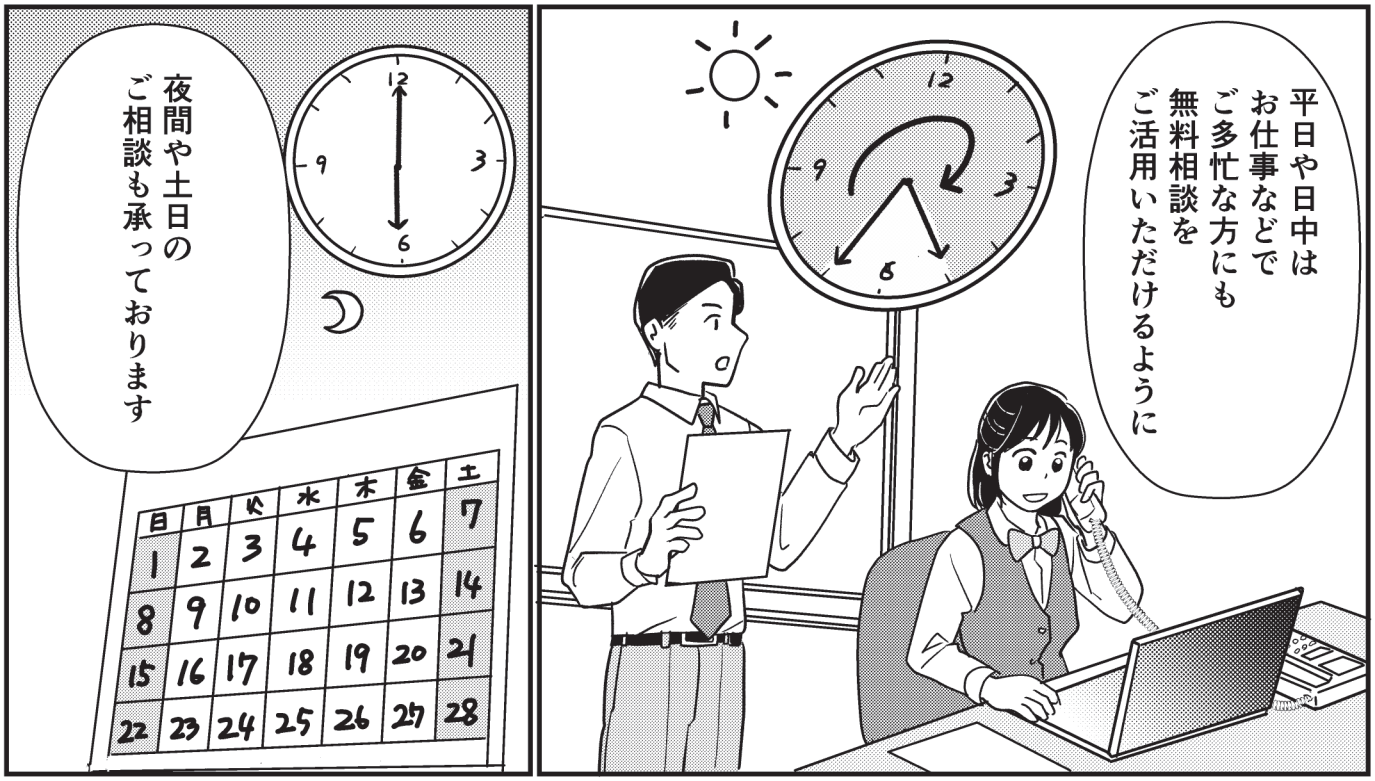

Q：全国どこでも対応可能ですか？

Q：費用はいくらですか？

※法令により定められた士業の独占業務については、当社提携士業が担当いたします。

Q：家族信託はいつ始めるべきでしょうか？

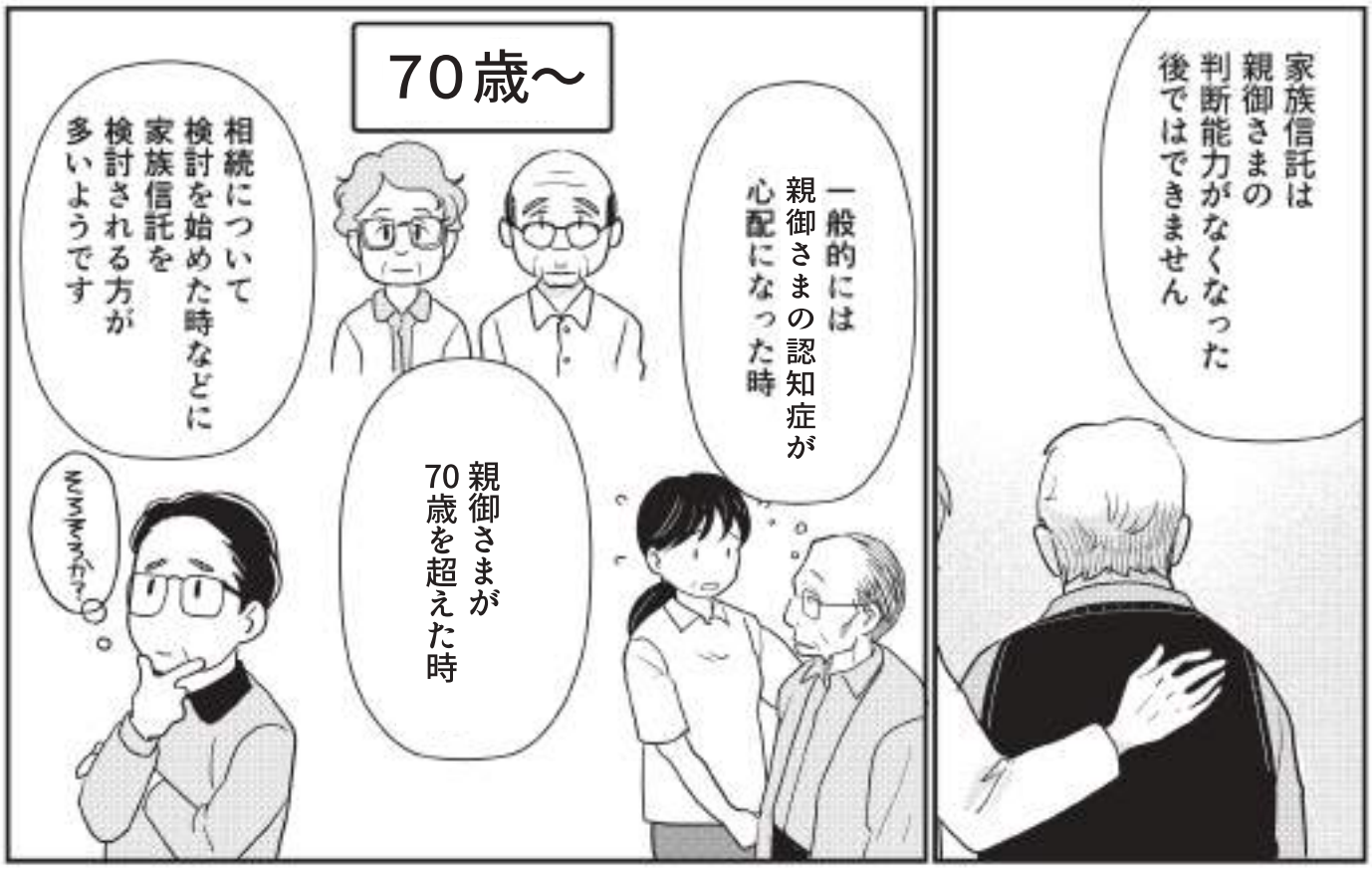

Q：認知症になるリスクってどれくらいですか？

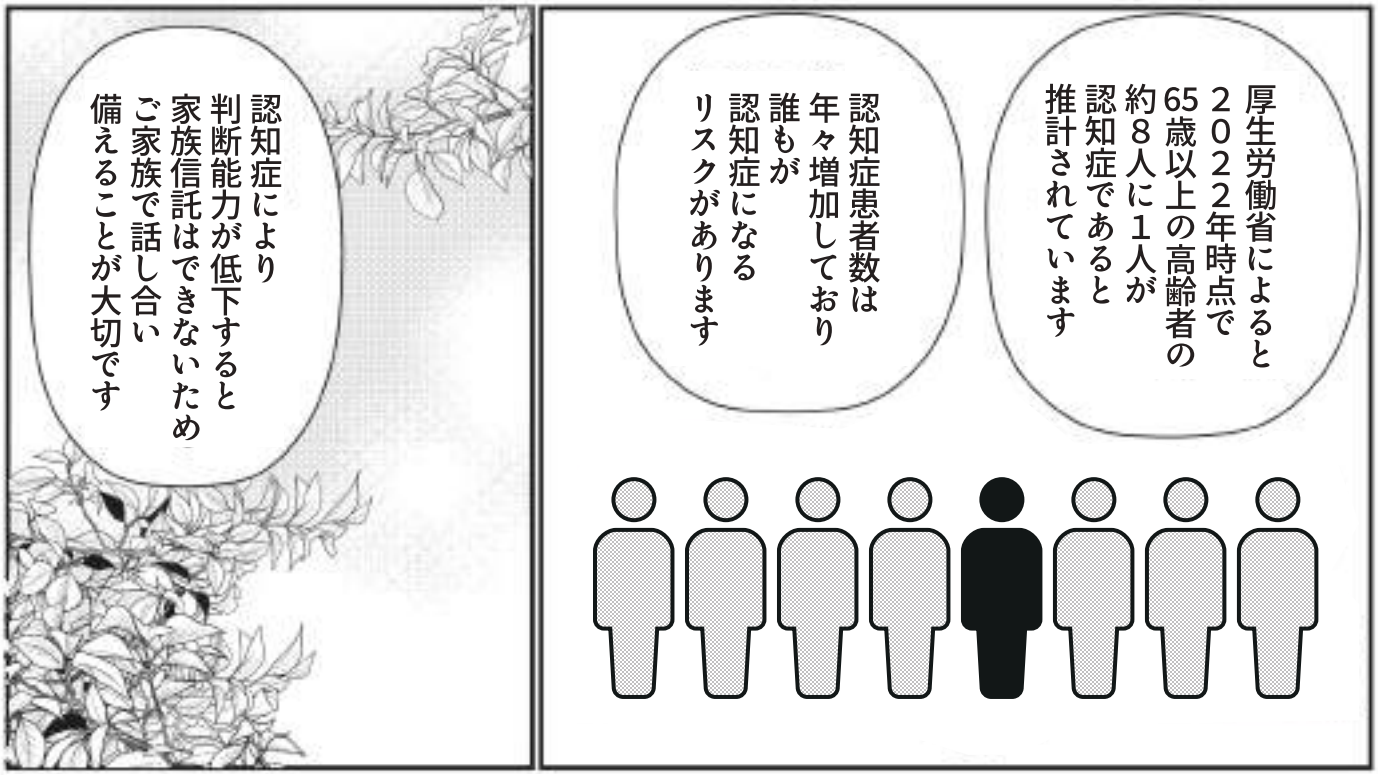

※厚生労働省「認知症および軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計」（2024年公表）

Q：親の物忘れが増えてきて心配です。今の状況でも家族信託はできますか？

Q：親が介護施設（病院）から出られないのですが家族信託は可能ですか？

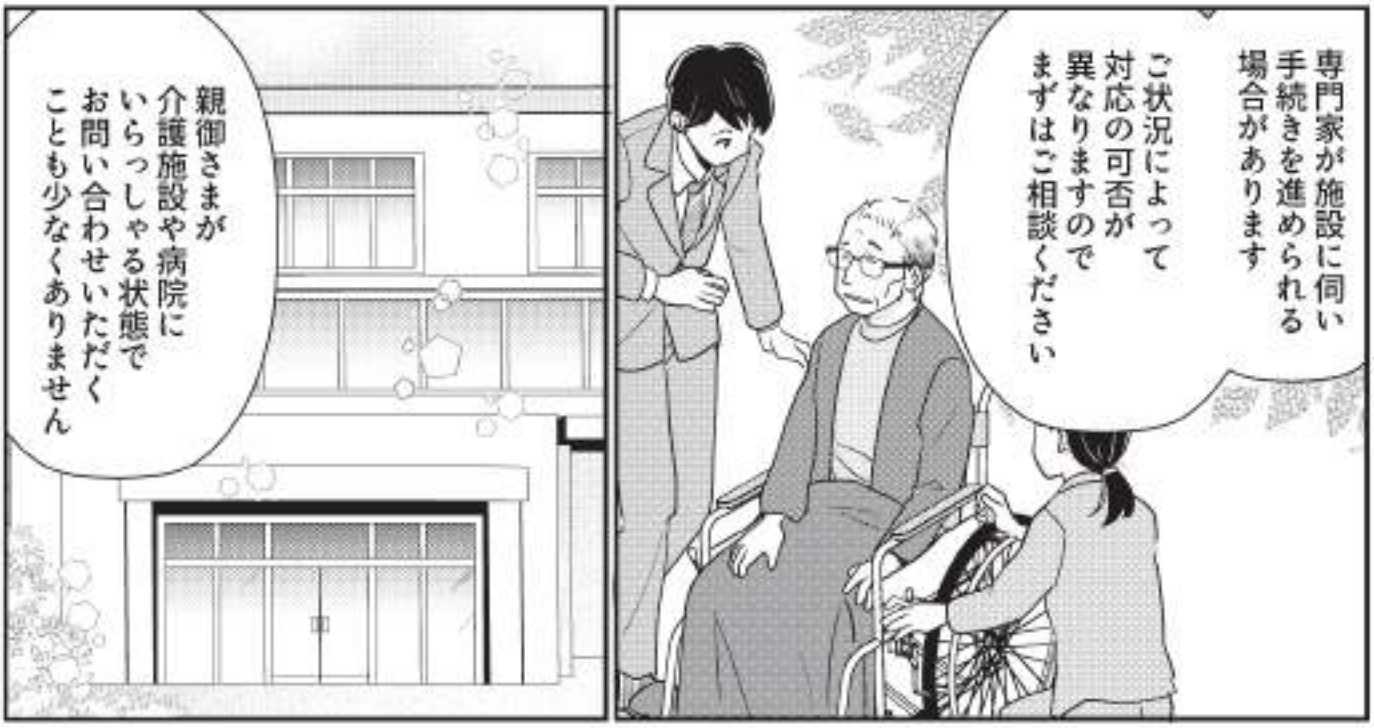

Q：親に家族信託や認知症について
なかなか話を切り出せないのですが…

Q：財産管理を託せる人（受託者）がいません

Q：「おやとこ」は他社と何が違うのですか？

※1 2023年11月期調査(同年10月15日～11月11日実施)に続き3年連続　調査機関：日本マーケティングリサーチ機構
※2 2025年12月～2026年3月に当社アンケートで、満足度が「とても高い」「高い」と回答した方の割合

家族信託の「おやとこ」

ver 2026.07